那賀町が設置する一般廃棄物処理施設及び生活環境影響調査結果の縦覧並びに意見に対する見解について

平成 29 年 10 月

那賀町

1. 調査結果の縦覧状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 9 条の 3 第 2 項及び那賀町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 17 年 3 月 1 日条例第 138 号)第 3 条の規定に基づき，以下の場所及び期間のとおり一般廃棄物処理施設及び生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供しました結果，縦覧者は 1 名でした。なお，本町広報誌及びホームページにて周知しました。

・縦覧期間：平成 29 年 8 月 9 日(水)から平成 29 年 9 月 8 日(金)
・縦覧場所：
　①那賀町役場環境課(那賀町役場鷲敷庁舎 1 階)
　②那賀町役場相生支所地域振興室(那賀町役場相生庁舎 1 階)
・縦覧者　：1 名

2. 生活環境保全上の見地からの意見の内容と意見に対する見解

(1)意見書の提出について
那賀町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 17 年 3 月 1 日条例第 138 号)第 6 条の規定に基づき，平成 29 年 9 月 23 日まで生活環境保全上の見地からの意見を求めました。

・意見書の提出期限：平成 29 年 9 月 23 日(土)
・意見書の受付場所：
　①郵送の場合　　〒771-5295　徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1　那賀町役場環境課あて
　②ファックスの場合　0884-64-1004
　③メール場合　　kankyo@naka.i-tokushima.jp
　④持参の場合　　那賀町役場環境課又は那賀町役場相生支所地域振興室
・意見書の提出件数：1 件

(2) 意見の内容と意見に対する見解

寄せられた意見の内容と意見に対する見解は以下のとおりです。

項目	意見の内容	見解
大気質・騒音	ごみ収集運搬車が蔭谷橋から国道までは坂道になっており，坂道で大きくなるエンジン音とはき出される排気ガス等による生活環境の悪化が懸念される。	ごみ収集車等は各法令等を遵守した適切な運転，維持管理等を行ったうえで，ごみ収集運搬業務を行います。 また，ごみ収集車等の騒音及び排気ガス等の環境への影響に関しましては，周辺住民説明会及び今回縦覧させて頂きました資料のとおり，人が生活することが望ましい値として設定されている環境基準を十分下回る濃度であると予測されました。しかし，ごみ収集車の運行に関しては，十分に配慮し，周辺住民の皆様に出来る限りご負担をおかけしないよう努めてまいります。
その他	蔭谷橋で対向待ち車両が周辺住宅等をふさぐ恐れがある。	ごみ収集車の運行に関しては，十分に配慮し，周辺住民の皆様に出来る限りご負担をおかけしないよう努めてまいります。
その他	クリーンセンター施設へのごみ収集運搬車の通行コースは蔭谷橋のみを使用して運行するのか。コースを決定する前に説明会が必要ではないか。	現在，那賀町クリーンセンターにおけるごみ収集運搬経路の設定はされていません。 安全且つ効率的にごみ収集運搬作業が行えるよう考えております。 また，収集運搬等の経路を設定するには，周辺住民の皆様へご説明をさせていただき，皆様のご意見をお聞きし，その後に決定したいと考えております。
その他	何もかもが知らないうちに進んでいる様で，周辺住民の毎日の生活に影響することが曖昧にすすめられているのではないか。	他の説明も含め，説明会を実施する際には，改めてご連絡させて頂きますので，何卒ご協力，ご理解お願いします。